

離職退去者の利用可能な住戸一覧(27年3月31日現在)

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
島根県	松江市	小浜アパート	松江市東朝日町204番地	3	2	3LDK	20,000	①事業主の都合等による離職に伴って住居喪失状態であること ②貯金・資産等がないこと ③常用就職の意欲が認められ、常用就職に向け松江公共職業安定所で求職登録を行うこと ④離職前に主として世帯生計を維持していた者 ⑤暴力団員でないこと	・敷金、連帯保証人免除 ・入居期間は3ヵ月以内(ただし、特別な事情がある場合は更に3ヵ月延長可能) ・問い合わせ先 ・松江市役所建設部建築課住宅管理係 TEL:0852-55-5344
	松江市	魚瀬住宅	松江市魚瀬町656-1、656-2	1	3	3K	5,000	①事業主の都合等による離職に伴って住居喪失状態であること ②貯金・資産等がないこと ③常用就職の意欲が認められ、常用就職に向け松江公共職業安定所で求職登録を行うこと ④離職前に主として世帯生計を維持していた者 ⑤暴力団員でないこと	・敷金、連帯保証人免除 ・入居期間は3ヵ月以内(ただし、特別な事情がある場合は更に3ヵ月延長可能) ・問い合わせ先 ・松江市役所建設部建築課住宅管理係 TEL:0852-55-5344
	益田市	本郷住宅	益田市美都町字津川 口747-3	1	2	3DK	9,400	客観的に証明された離職退去者であること	・期間は原則6月(最長1年) ・使用料は当該住宅の1分位 ・問い合わせ先 ・益田市建設部建築課 TEL:0856-31-0382
小計					7				

(注)「その他」の欄には問い合わせ先もご記入ください。

定期募集等

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
島根県	島根県							・現に住宅に困窮していること ・収入月額が158,000円以下(裁量世帯除く) ・同居親族があること(単身可の住宅除く) ・申込人及び同居者が暴力団員ではないこと	・募集期間:奇数月下旬の2週間 ・島根県住宅供給公社 0852-22-3400 ・松江住宅管理事務所 0854-47-7151 ・雲南住宅管理事務所 0853-23-1591 ・出雲住宅管理事務所 0855-25-0535 ・浜田住宅管理事務所 0856-31-1530 ・隠岐住宅管理事務所 08512-3-1350
	松江市							・現に住宅に困窮していること ・収入月額が158,000円以下(裁量世帯除く) ・同居親族があること(単身可の住宅除く) ・申込人及び同居者が暴力団員ではないこと	・募集期間:偶数月下旬の2週間 ・松江市役所建設部建築課住宅管理係 TEL:0852-55-5344
	浜田市							・現に住宅に困窮していること ・収入月額が158,000円以下(裁量世帯除く) ・同居親族があること(60歳以上の者、身体障害者手帳(1~4級)、精神障害者保健福祉手帳(1~3級)、療育手帳(AまたはB)の交付を受けている人、DV被害者の人などは単身でも可能) ・市町村税の滞納がないこと ・申込人及び同居者が暴力団員ではないこと	・島根県住宅供給公社 ・浜田管理事務所 0855-25-0535
	出雲市							・現に住宅に困窮していること ・収入月額が158,000円以下(裁量世帯除く) ・同居親族があること(単身可の住宅除く) ・市税及び国民健康保険料を滞納していないこと ・申込人及び同居者が暴力団員ではないこと	・特公賃等、随時募集団地も有 ・出雲市建築住宅課:0853-21-6150 ・(市営住宅入居の問合せ先) ・島根県住宅供給公社 ・出雲管理事務所 0853-23-1591
	益田市							・現に住宅に困窮していること ・収入月額が158,000円以下(裁量世帯除く) ・同居親族があること(単身可の住宅除く) ・申込人及び同居者が暴力団員ではないこと ・市町村税を滞納していない者	・随時募集 ・(市営住宅入居の問合せ先) ・島根県住宅供給公社 ・益田管理事務所 0856-31-1530
	大田市							・現に住宅に困窮していること ・収入月額158,000円以下 ・市税等に滞納がないこと ・申込者及び同居者が暴力団員でないこと ・決定後、保証人が2名必要	・年4回程度の公募を実施 ・なお、借上賃貸住宅は随時募集、公社賃貸住宅は登録 ・大田市 建設部 都市計画課(住宅係) TEL(0854)82-1600(内線348)
	安来市								・随時募集 ・安来市建築住宅課 0854-23-3230
	江津市								・江津市都市計画課 0855-52-2501 内線1412
	雲南市								・募集期間:毎月5日から1週間 ・雲南市建設部業務管理課又は各総合センター事業管理課 0854-40-1061
	奥出雲町								・敷金が入居時3ヶ月分必要 ・連帯保証人2名が必要 ・奥出雲町役場 町民課 0854-54-2510
	飯南町								・飯南町建設課 0854-72-1900
	川本町								・川本町住民課 0855-72-0632 内線102
	美郷町								・現に住宅に困窮している者 ・町内に居住しているか、町内に勤務先を有する ・同居親族があること(単身可の住宅除く) ・収入月額が一定の金額を超えないこと(金額は条例による) ・申込人及び同居者が暴力団で無い事。 ・随時募集 ・美郷町住民福祉課 0855-75-1213 内線111
	邑南町								・邑南町建設課 0855-95-1120
	津和野町								・津和野町建設課 0856-74-0081
	吉賀町								・吉賀町町民課 0856-77-1113
	海士町								・随時募集 ・海士町建設課 08514-2-1825
西ノ島町								・随時募集 ・西ノ島町地域整備課 08514-6-0106	

知夫村								随時募集 知夫村役場建設課 08514-8-2211
隠岐の島町								隠岐の島町建設課 08512-2-8564
小計								

(注)「その他」の欄には問い合わせ先もご記入ください。

- 1:公営住宅
- 2:改良住宅
- 3:特公賃
- 4:公社
- 5:単独住宅等